平成２４年（フ）第６３１０号
東京都渋谷区本町２丁目28―17―101
債務者　高橋　和文
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６３１１号
千葉県船橋市夏見４丁目40―17―Ａ201
債務者　坂下　弥奈
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６３１２号
東京都小平市美園町１丁目33―１―1007
債務者　山本　恵子
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６３１５号
東京都豊島区池袋本町２丁目４―７
債務者　喜元香志子
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６３２２号
千葉県柏市塚崎1038―７、住民票上の住所茨城県取手市双葉１丁目30―13
債務者　佐藤　美菜
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６３２４号
東京都練馬区桜台３丁目３－９―205
債務者　蝦名かおり
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６３２８号
東京都荒川区南千住７丁目20―18　K荘３号室
債務者　本多まゆみ
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６３３１号
東京都江戸川区鹿骨３丁目17―８　アネックスⅡ－Ｂ106
債務者　信谷　朋広
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６３３３号
東京都江戸川区松江７丁目28―６―402
債務者　畠山由希子（旧姓森）
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６３３４号
東京都西東京市北町３丁目３―20
債務者　森田めぐみ
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６３３５号
東京都小平市小川町２丁目2058―202
債務者　大坪　昭夷
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９５５号
横浜市戸塚区上矢部町1154番地
債務者　飯塚美智代
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２７０号
岡山市中区赤田16番地２
債務者　藪田　礼子
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４号
熊本県菊池市七城町岡田104番地
債務者　冨田　幸博
1　決定年月日時　平成24年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月27日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２４年（フ）第６３１３号
東京都板橋区徳丸７丁目９―14
債務者　吉川　典彦
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部